

平成25年(ワ)第2710号外 損害賠償請求事件

【判決要旨】

第1 事案の概要

本件は、平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震（本件地震）及びこれに伴う津波の影響で、被告東電が設置し運営する福島第一原発から放射性物質が放出されるという本件事故が発生したことにより、福島県内から愛知県等へ避難を余儀なくされたとする者等である原告らが、被告東電に対しては、福島第一原発の敷地高さを超える津波の発生等を予見しながら、福島第一原発の安全対策を怠ったと主張して、原賠法3条1項、民法709条又は民法717条1項に基づき、被告国に対しては、経済産業大臣が被告東電に対して電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったこと等が違法であると主張して、国家賠償法1条1項に基づき、各損害賠償金等の支払を求める事案である。

第2 主な争点

1 被告国の責任

- (1) 福島第一原発1号機ないし同4号機の各設置（変更）許可処分（本件設置等許可処分）の違法性
- (2) 省令62号4条1項に反することを理由とした技術基準適合命令を発しなかったことの違法性
- (3) 省令62号33条4項に反することを理由とした技術基準適合命令を発しなかったことの違法性
- (4) シビアアクシデント対策についての規制権限不行使の違法性
- (5) 本件設置等許可処分を取り消さなかったことの違法性
- (6) 本件事故後の避難指示の違法性並びに本件事故後の放射性物質拡散予測に関する情報の不開示及び隠避の違法性

2 被告東電の責任（民法709条及び同法717条1項に基づく請求の可否）

3 損害論

- (1) 避難の相当性
- (2) 慰謝料額
- (3) 被告東電の慰謝料増額事由の有無

第3 当裁判所の判断

1 被告国の責任

(1) 本件設置等許可処分の違法性

原子炉設置許可処分、変更許可処分における安全審査に当たっては、原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断に委ねられ、専門技術的裁量が認められており、本件設置許可処分が国家賠償法上違法とされるには、少なくとも当時の科学技術的水準や科学的、専門的知見に照らし、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会における調査審議に用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該原子力施設が上記の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、内閣総理大臣の判断がこれに依拠してされたと認められることが必要である。本件設置等許可処分について、当時の科学技術的水準や科学的、専門的知見に照らし、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会における調査審議に用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該原子力施設が具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、内閣総理大臣の判断がこれに依拠してされたということはできず、本件設置等許可処分が国家賠償法上違法ということはできない。

(2) 省令62号4条1項に反することを理由とした技術基準適合命令を発しなかつたことの違法性

ア 原告らの主張する措置を講ずることを命ずる技術基準適合命令を発する権限の有無

原告らは、経済産業大臣は、平成14年時点において、遅くとも平成18年までには、被告東電に対し、①タービン建屋等の人の出入口等に強度強化扉の二重扉等を設置することなどにより、タービン建屋等自体の防護措置を採ること（①の措置）、②非常用ディーゼル発電機及び配電盤等の重要機器が設置されている機械室への浸水防止等の対策を探ることによりタービン建屋等内の重要な安全機能を有する設備の部屋の防護措置を採ること（②の措置）、③既設の非常用ディーゼル発電機を冷却するための海水系ポンプを津波から防護するための防水構造の建屋を設置し、電気系統の配線の貫通口を水密化すること（③の措置）を命じる技術基準適合命令を発すべきであった旨主張する。①ないし③の措置は、基本設計ないし基本的設計方針に関するものではなく、本件設置等許可処分以降のいわゆる詳細設計に関するものであるから、経済産業大臣が被告東電に対して①ないし③の措置を採るよう技術基準適合命令を発する権限を有していた。そして、この規制権限不行使は、規制権限を定めた法令の趣旨、目的、被害法益の性質、重大性、予見可能性、結果回避可能性のほか、規制権限行使における専門性、裁量性などの諸事情を総合的に検討して、具体的な事情の下において、その不行使がその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、国家賠償法1条1項の適用上違法となる。

イ 予見可能性

規制権限不行使の違法性を判断する際の被告国の予見可能性の対象は、主要建屋の敷地高さであるO. P. + 10mを超える津波の到来というべきである。推進本部は、平成14年7月、日本海溝付近においてM8クラスのプレート間大地震の今後30年以内の発生確率は20%，今後50年以内の発生確率は30%程度と推定されるとの長期評価の見解を公表した。推進本部は、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、被告国が法律に基づいて設置した公的な機関であり、長期評価の見解は少なくとも理学的根拠

に基づくものといえるから、長期評価の見解には一定程度の信用性があった。原子力発電所においては、一旦過酷事故が起きれば国民の生命身体に不可逆的で深刻な被害をもたらすおそれがあり、炉規法等の一連の安全規制の法制度も、原子炉事故による深刻な災害が万が一にも起こらないようにするという目的を達する点にあることからすると、どこにどの程度の規模の地震が発生し、どこにどの程度の規模の津波が発生するかについて、専門研究者間で正当な見解として通説的見解といえる知見が確立するまで、結果回避措置をとる前提としての予見可能性が全く認められないとすると、国民の生命身体に対する深刻な危険を放置することになりかねず、上記法制度の目的にも反しかねないから、被告国は、福島第一原発における津波対策を探るに当たっては、長期評価の見解を考慮に入れる必要があった。また、平成18年5月に開催された第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について、敷地高さであるO. P. + 13mより1m高いO. P. + 14mの津波が到来した場合には、タービン建屋の各エリアに浸水し、電源設備の機能を喪失する可能性があり、その波及として、浸水による電源の喪失に伴い、原子炉の安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能喪失することが報告されており、平成18年の時点では、被告らは、敷地高さを超える津波が到来した場合には、全交流電源喪失に陥るおそれがあることを認識できたといえるから、遅くともこの段階において、被告国は、被告東電に対して、長期評価の見解を前提に最新の津波シミュレーション技法に基づいて詳細な想定津波の計算を行わせる義務が生じた。そして、平成18年の時点では、被告東電が2008年推計で用いた津波評価技術による計算手法が既に確立していたから、この時点で被告国が被告東電に対して長期評価の見解に基づいて試算を行わせていれば、2008年推計と同様に敷地南側でO. P. + 15.7mの津波の到来を予見することができた。したがって、被告国は、平成1

8年の時点で、主要建屋の敷地高さであるO. P. + 10 mを超える津波の到来を予見することができた。

予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なる。長期評価を公表した推進本部は被告国が法律に基づいて設置した公的機関であり、長期評価は公的見解を示したものといえるから、単なる一専門家の論文等とはその性格が異なるものであり、当時の地震・津波の専門家の共通的な見解を示したものとして、その信頼性は一定程度認められるといえ、長期評価の見解についても、理学的に否定できないものである。一方で、長期評価の見解は、M 8程度の地震が発生し得るとされた日本海溝付近の領域については、当該領域で過去に発生したとされる3つの津波地震が発生した正確な位置は不明であり、当該領域内で過去に発生した地震は3つと少なく過去の地震のデータが少ないとことなどから、想定震源域を特定できず、これを公表した推進本部自身が、発生領域の評価及び発生確率について、信頼度を「C：やや低い」としており、データとして用いる過去地震に関する資料が十分にないこと等による限界がある旨指摘され、中央防災会議で採用されず、専門家の評価も否定的なものが多いなど、その根拠となつたデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから、専門研究者間で正当な見解として通説的見解といえるほど確立した知見であったとはいはず、予見可能性の程度は高度なものではなかった。

ウ 結果回避可能性

平成18年の時点で、O. P. + 10 mを超える津波の到来が予見可能であつたとしても、そのための具体的な対策を実施するには、まずは被告東電において、本件想定津波に対する対策を検討、選択しなければならないところ、津波対策としては、①ないし③の措置に限らず、防潮堤の設置等も十分に考えられる状況であった。また、①ないし③の措置を探るには、当該工事

のみならず、その前提として、許認可手続等も必要なところ、許認可手続に必要な期間も考慮すれば、申請から①ないし③の措置の工事に着工するまでには、少なくとも約2年3か月又は二、三年程度を要し、実際には、これら以外に地元の了解を得るための期間や被告東電による対策工事の設計に要する期間等が加わることから、更に長時間要するとの意見もあり、①ないし③の措置の前提となる津波の算定根拠となった長期評価の見解は、確度及び精度がそれほど高いものではなく、O.P.+10mを超える津波の到来は切迫したものではなかった。さらに、平成18年当時は、地震対策が喫緊の課題とされ、平成18年9月19日に耐震設計審査指針が改正されたのを受けて平成18年耐震バックチェックが進められ、被告らはこれに注力していくことから、津波対策を地震対策に比して優先度の低いものであった。また、保安院、原子力安全基盤機構、被告東電を含む電気事業者等で構成する溢水勉強会は、平成19年4月、「溢水勉強会の調査結果について」と題する報告書を取りまとめ、福島第一原発の外部溢水について検討を行っている。そして、被告東電及び被告国の財政的資源及び人的資源は有限であり、あらゆるリスクに備えてあらゆる対策を講じることは不可能であるところ、上記のような確度及び精度の不十分な長期評価の見解に基づいて、津波対策より地震対策を優先的に講ずるという判断をすることは不合理とはいえない。これらの事情を総合的に勘案すれば、①ないし③の措置は本件事故までに完成していなかつた可能性が高く、O.P.+10mを超える津波の到来による全交流電源喪失という事態を回避することができたとは認められない。

エ 以上より、規制権限を定めた法が保護する国民の生命、身体、財産等は極めて重要なものであり、原子力発電所で事故が発生した場合の被害は広範囲かつ長期間にわたって住民の生命や身体に影響を及ぼす恐れがあり非常に重大なものであることが認められる一方で、予見可能性は認められるものの、その程度は必ずしも高いものとはいえず、原子力発電所の津波に起因する事

故による被害の発生が切迫していたということもできない。また、被告国が規制権限を行使したとしても、O. P. + 10 mの津波による全交流電源喪失という結果を回避することができたものとは認められない上、想定した津波に対する考え得る有効な対策は①ないし③の措置に限られる状況ではなく、どのような措置を探らせるべきかについては、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合判断が必要であるから、いかなる規制権限を行使するかについては被告国に広範な裁量が認められており、被告らは、当時、喫緊の課題とされ津波対策より優先度が高かった地震対策である平成18年耐震バックチェックに注力していた。そして、規制権限を行使して技術基準適合命令を発したときには、これに違反した場合に罰則が定められているから、その行使には一定の制約を伴うものである。さらに、被告国は、長期評価の見解について全く考慮していなかったわけではなく、被告東電から長期評価の見解に対する対応について報告を受けるなどして、被告東電の対応について把握し、長期評価の見解に対する対策を検討していた。これらの事情を総合すると、①ないし③の措置を探るよう技術基準適合命令を発しなかったことがその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められない。したがって、①ないし③の措置を探るよう技術基準適合命令を発しなかったという規制権限の不行使が国家賠償法上違法ということはできない。

(3) 省令62号33条4項に反することを理由とした技術基準適合命令を発しなかったことの違法性

発電用原子炉設備に関する技術基準を定めた省令62号には「独立性」に関する定義規定は存在しないものの、「独立性」の定義に関しては、平成13年安全設計審査指針に従い、「二つ以上の系統又は機器が設計上考慮する環境条件及び運転状況において、共通要因又は従属要因によって、同時にその機能が阻害されないこと」をいうと解するのが相当である。平成13年安全設計審査

指針は、「原子炉施設全般」の項目において、指針1ないし10を規定し、「原子炉及び原子炉停止系」以下において、個別の系列についての指針を規定しているところ、このような平成13年安全設計審査指針の規定ぶりからすれば、指針48（電気系統）の3における「独立性」とは、「原子炉施設全般」の指針において安全性が確保されることを前提としたものであると解される。したがって、指針48（電気系統）の3の「独立性」における「共通要因」とは、指針2（自然現象）、指針3（外部人為事象）、指針4（内部発生飛来物）、指針5（火災）等に対する安全性については既に確保されていることを前提として、さらに想定される「共通要因」として想定されると解され、これら指針2ないし5において安全性を確保することが予定されている外部事象や内部発生飛来物は、「共通要因」として想定されない。よって、「原子炉施設全般」において安全性を確保することが想定されている自然現象等は指針48（電気系統）の3の「独立性」における「共通要因」には含まれない。そして、平成13年安全設計審査指針における「独立性」の「共通要因」に自然現象等が含まれていないと解されることからすれば、省令62号33条4項における「独立性」においても、省令62号4条で想定されている津波を含む自然現象は「共通要因」には含まれないと解するのが相当であり、津波によって非常用電源設備等の機能が同時に阻害されることのないようにすることは、省令62号33条4項の「独立性」の意味するところではなく、同項は、津波による被害を防止するために非常用電源設備等の位置的分散や系統の一部の水密化を要求していなかった。そして、このように解したとしても、津波等の自然現象に対する対策に関する技術基準は省令62号4条に規定されているから何ら不当ではない。以上より、本件事故当時、福島第一原発各号機の非常用ディーゼル発電機及び非常用高圧配電盤は、同じフロアに集中的に設置されており、設置フロアへの津波による浸水によって同時に機能喪失する配置であったとしても、これは「独立性」の要件を欠く状態とはいえないから、経済産業大臣には、福島第一原発

各号機が省令62号33条4項の要件を欠くことを理由に技術基準適合命令を発する権限及び義務はなかったといえ、経済産業大臣が福島第一原発各号機が省令62号33条4項の要件を欠くことを理由に技術基準適合命令を発しなかったことは国家賠償法上違法とはいえない。また、平成18年当時、津波や内部溢水に対する安全性は別の規定で確保されることが前提となっていたことなどからすれば、平成18年時点において、省令62号33条4項の非常用電源設備の「独立性」として津波や内部溢水に対する「独立性」を要求すべき省令改正義務があったとは認められない。

(4) シビアアクシデント対策についての規制権限不行使の違法性

被告国が採るべき措置及びかかる措置を探った場合に本件事故が回避できることについて具体的な主張立証がされていないから、被告国がシビアアクシデント対策を法令により義務付けなかったことが国家賠償法上違法ということはできない。

(5) 本件設置等許可処分を取り消さなかったことの違法性

本件設置等許可処分を撤回しないという経済産業大臣の判断が著しく合理性を欠くものである場合に限って、国家賠償法上違法となる。平成18年当時、本件設置等許可処分を撤回する必要性が高まっていたとはいえないこと、O.P.+10mを超える津波の到来に対する安全対策は、様々なものが考えられ、どのような措置を探らせるべきかについては、本件設置等許可処分を撤回しなければ対応できないものではないこと、本件設置等許可処分を撤回した場合には、福島第一原発の運転を停止せざるを得なくなり、本件設置等許可処分の相手方である被告東電は大きな経済的不利益を被ることになるだけでなく、電力の安定供給にも悪影響を及ぼす可能性もあったことなどの事情に鑑みれば、本件設置等許可処分を撤回しないという経済産業大臣の判断が著しく合理性を欠くということはできず、本件設置等許可処分を撤回しなかったことが国家賠償法上違法ということはできない。

(6) 本件事故後の避難指示の違法性並びに本件事故後の放射性物質拡散予測に関する情報の不開示及び隠避の違法性

本件事故後の避難指示については、本件事故後に行われたものであるから、本件事故の発生と因果関係を有するものではなく、本件事故発生についての被告国の責任として違法性が認められず、当時の状況において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく行ったものと認めることはできない。また、放射性物質拡散予測に関する情報の不開示及び隠避についても、これらの行為は本件事故後に行われたものであるから、本件事故の発生と因果関係を有するものではなく、本件事故発生についての被告国の責任として違法性が認められず、被告国が本件事故後に放射性物質拡散予測に関する情報を直ちに開示しなかつたことが被告国に付与された裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認めることはできない。したがって、本件事故後の避難指示並びに本件事故後に放射性物質拡散予測に関する情報の不開示及び隠避が国家賠償法上違法とは認められない。

2 被告東電の責任（民法709条及び同法717条1項に基づく請求の可否）

原賠法の規定ぶりからすれば、原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除しているものと解され、本件事故による損害賠償に関しては、民法の不法行為に関する規定の適用はなく、原賠法3条1項によってのみ損害賠償請求をすることができる。

3 損害論（総論）

(1) 避難の相当性

ア 帰還困難区域

帰還困難区域は、本件訴訟の口頭弁論終結時までに解除されておらず、本件事故発生当初は、避難指示区域、屋内退避区域又は計画的避難区域に指定

された地域であったから、帰還困難区域に居住していた原告らはいずれも避難指示等により避難を余儀なくされたものといえ、避難を行ったこと及び避難を継続していることには合理性がある。

イ 旧居住制限区域

旧居住制限区域は、本件事故発生当初は、避難指示区域、屋内退避区域又は計画的避難区域に指定された地域であり、本件事故前に旧居住制限区域に居住していた者はいずれも避難せざるを得なかつたものであり、避難を行うことには合理性が認められる。また、平成29年4月1日までに大熊町の居住制限区域を除いて居住制限区域は全て解除されたものの、居住制限区域が解除されたからといって約6年間もの長期間にわたって居住していなかつた地域に解除後直ちに帰還を求めるのは相当でなく、帰還が可能となるまでに約1年間は要するというべきであるから、大熊町を除く居住制限区域が解除された平成29年4月1日の約1年後である平成30年3月31日までは避難を継続することに合理性が認められる。

ウ 旧避難指示解除準備区域

旧避難指示解除準備区域は、本件事故発生当初は、避難指示区域、屋内退避区域又は計画的避難区域に指定された地域であり、本件事故前に旧避難指示解除準備区域に居住していた者はいずれも避難せざるを得なかつたものであり、避難を行うことには合理性が認められる。また、平成29年4月1日までに大熊町及び双葉町の避難指示解除準備区域を除いて避難指示解除準備区域は全て解除されたものの、避難指示解除準備区域が解除されたからといって約6年間もの長期間にわたって居住していなかつた地域に解除後直ちに帰還を求めるのは相当でなく、帰還が可能となるまでに約1年間は要するというべきであるから、大熊町及び双葉町を除く避難指示解除準備区域が解除された平成29年4月1日の約1年後である平成30年3月31日までは避難を継続することに合理性が認められる。

エ 旧緊急時避難準備区域

緊急時避難準備区域とは、当該区域の居住者等は、常に緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことなどとされている区域であるところ、避難指示等がなくとも、緊急時には立ち退き又は屋内退避を行う必要があるという状態では安心した生活を送ることができず、旧緊急時避難準備区域に隣接した区域では避難指示等が行われていることに鑑みれば、旧緊急時避難準備区域に居住する者が放射性物質による影響から身を守るために避難を開始することには合理性が認められる。また、緊急時避難準備区域は平成23年9月30日に解除されていること、解除が本件事故から約半年後に行われ避難してからそれほど時間が経過しておらず、帰還することは比較的容易なこと、同年12月には「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標達成と完了を確認したことが発表されたこと等に鑑みれば、避難の継続の合理性が認められるのは、平成24年8月31日までである。

オ 自主的避難等対象区域

(ア) 妊婦及び子供以外の避難者について

避難指示等によらずに避難をした人々は、避難前の居住地からの避難を余儀なくされたわけではないものの、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、本件事故が重大なものであることをうかがわせる報道されたこと、放射線被ばくを防ぐため、平成23年3月11日から避難指示等が出され、同月15日までの間にその対象地域が3度拡大されたこと、保安院は、同年4月12日、本件事故の放射性物質の放出量に関してレベル7と判断していること、このような状況下で、自主的避難者数は同年5月頃から同年9月頃までにかけて増加し、同月には福島県全体で5万人を超えていること、ICRP勧告では、年間約100mSvを下回る線量においては、生物学的・疫学的知見に基づく根拠が得られていない

が、ある一定の線量の増加に正比例して放射性起因の発がん又は遺伝性影響の確率が増加するという LNT モデルが採用されていること、年間 100 mSv 以下であっても放射線量が増加するに従って発がんの確率も増加するという見解も存在していたこと等からすれば、本件事故発生当初の時期は、自らの置かれている状況について十分な情報がない中で、大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避するために避難することには一定の合理性が認められる。そして、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象者は、福島第一原発からの距離、避難指示等の対象となった区域との近接性、放射線量、自主的避難の状況等からして、避難することが合理的であると評価することができる類型の避難者を示したものといえ、本件事故前に自主的避難等対象区域に居住していた者の避難には合理性が認められる。そして、平成 23 年 4 月 22 日に屋内退避の指示が解除された時点や同年 9 月 30 日に緊急時避難準備区域が解除された時点では本件事故が収束するか不確定な部分もあったといえるが、同年 12 月の時点では、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ 2 が完了するなど、本件事故は収束に向かっていることが確認できたといえる。したがって、自主的避難等対象区域に居住する妊婦・子供以外の者の避難の継続の合理性が認められるのは平成 23 年 12 月 31 日までである。

(イ) 妊婦及び子供の避難者について

妊婦及び子供については、それ以外の者よりも放射線に対する感受性が高いと一般的に認識されることからすれば、他の者よりも長期間にわたって放射線の影響を避けるために避難を継続することには一定の合理性が認められ、自主的避難等対象区域に居住する妊婦及び子供の避難の継続の合理性が認められるのは平成 24 年 8 月 31 日までである。

カ 区域外

中間指針等や被告東電の賠償基準において、自主的避難等対象区域に指定されていなかったとしても、本件事故当時の居住地と福島第一原発及び避難指示区域の位置関係、放射線量、避難者の年齢、家族構成及び心身の状況、避難者が入手した放射線量に関する情報、本件事故から避難を選択するまでの期間等の諸事情を総合的に考慮して避難及びその継続に合理性が認められる場合には、かかる避難及びその継続によって生じた損害は、本件事故と相当因果関係が認められる。

(2) 慰謝料額

ア 帰還困難区域

本件事故前に帰還困難区域に居住していた者については、避難指示等により避難を余儀なくされ、自らの意思に反して居住地を離れることとなり、平穀な日常生活を喪失したこと、不便な避難生活を強いられたこと、放射能に対する恐怖や不安を感じたことに加え、見通しのつかない長期間にわたって住み慣れた住居及び地域に帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされていることなどからすれば、他の区域から避難を行った者と比較すると、その被った精神的苦痛は大きい。また、避難を行ったことによりそれ以前は安価で入手できていた生活必需品の入手にかかる経済的負担が増加するであろうこと等からすれば、具体的な立証が困難な生活費増加費用についても慰謝料増額事由として加味すべきである。以上に加えて、他の区域に居住していた者の慰謝料額との均衡等諸般の事情に鑑みれば、帰還困難区域に居住していた者の慰謝料は、1人当たり1500万円とするのが相当である。

イ 旧居住制限区域

本件事故前に旧居住制限区域に居住していた者については、避難指示等により避難を余儀なくされ、自らの意思に反して居住地を離れることとなり、平穀な日常生活を喪失し、不便な避難生活を強いられたこと、放射能に対する恐怖や不安を感じたこと、住み慣れた住居及び地域に長期間にわたって帰

還不能となり、本件事故前の地域の人々とのつながりを失ったことが認められ、具体的な立証が困難な生活費増加費用についても慰謝料増額事由として加味すべきであるが、他方で財産的損害については別途損害の賠償が認められること等に鑑みれば、避難に伴う慰謝料は月額10万円を基本とするのが相当である。

ウ 旧避難指示解除準備区域

本件事故前に旧避難指示解除準備区域に居住していた者については、前述の居住制限区域と同様に、自らの意思に反して居住地を離れることとなり、平穀な日常生活を喪失し、不便な避難生活を強いられたこと、放射能に対する恐怖や不安を感じたこと、住み慣れた住居及び地域に長期間にわたって帰還不能となり、本件事故前の地域の人々とのつながりを失ったことが認められ、具体的な立証が困難な生活費増加費用についても慰謝料増額事由として加味すべきであるが、他方で財産的損害については別途損害の賠償が認められること等に鑑みれば、避難に伴う慰謝料は月額10万円を基本とするのが相当である。

エ 旧緊急時避難準備区域

本件事故前に旧緊急時避難準備区域に居住していた者については、平穀な日常生活を喪失し、避難生活による不便を被ったこと、放射能に対する恐怖や不安を感じたこと、本件事故前の地域の人々とのつながりを失ったこと、具体的な立証が困難な生活費増加費用についても慰謝料増額事由として加味すべきであること、他方で財産的損害については別途損害の賠償が認められること等に鑑みれば、避難に伴う慰謝料は月額10万円を基本とするのが相当であり、また、実際に避難を行わず、旧緊急時避難準備区域に居住し続けた者についても、放射線被ばくに対する恐怖と不安の中での生活を余儀なくされたこと、常に緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められ、行動の自由が制約される状態であったこと、

本件事故前の地域の人々とのつながりを失ったことなどからすれば、避難した者と同程度の精神的苦痛を被ったと考えられるから、避難した者と同程度の慰謝料額の賠償を認める。

才　自主的避難等対象区域

自主的避難等対象区域に居住していた者は、避難指示等により避難している者とは異なり、避難すべきかについて苦悩せざるを得なかつたという事情は認められるものの、避難指示等により避難している者と比較すれば、居住地を自ら決定する権利の侵害の度合いは低いことなどに鑑みれば、自主的避難等対象区域に居住していた者の慰謝料額は、妊婦又は子供であるかを問わず、平成23年3月から同年12月までは月額6万円、平成24年1月から同年8月までは月額5万円とするのが相当である。

カ　区域外

避難及びその継続に合理性が認められる場合には、自主的避難等対象区域の者に対する賠償基準を参考に慰謝料額を算定する。

(3) 被告東電の慰謝料増額事由の有無

被告東電に対する民法709条又は同法717条1項に基づく請求は認められないものの、被告東電の慰謝料増額事由として考慮すべき故意又はこれに匹敵する重大な過失の存否を検討すると、原子力発電所で事故が発生した場合の結果の重大性に鑑みれば、被告東電としては、主要建屋の敷地高さであるO.P. + 10mを超える津波の到来を見越して対策を講じるべきであり、本件における被告東電の対応は遅く、不十分なものといえるものの、被告東電が何らの対策も講じていなかつたわけではなく、自己の利益を優先するためにあえて対策を遅らせたといった事情は認められないから、本件事故の発生につき、故意又はこれに匹敵する重大な過失があつたということはできず、被告東電の過失を慰謝料増額事由として考慮すべきであるとはいえない。

4 結論

以上によれば、原告番号1-4、原告番号3-1、原告番号3-2、原告番号3-3、原告番号3-4、原告番号8-7、原告番号13-4、原告番号18-2、原告番号19、原告番号20-1、原告番号20-3、原告番号21-1、原告番号24-1、原告番号24-2、原告番号30-1、原告番号30-2、原告番号30-3、原告番号30-4及び原告番号41-2の被告東電に対する請求はいずれも理由がなく、上記19名を除く原告らの被告東電に対する請求は、当該原告に係る別紙認容額等一覧表「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

原告らの被告国に対する請求はいずれも理由がない。

以上